

【中間検査の改正についてのお知らせ】

一般財団法人 ふくしま建築住宅センター

平成30年4月1日より福島県内特定行政庁の告示が改正されました。中間検査対象建築物は下記に該当するものとなります。なお、経過措置として**木造は7月1日、非木造は5月1日以降に確認申請がされたもの**が対象となります。それまでの期間は改正前の告示によります。

中間検査の検査時期になりましたら、忘れずに申請をお願いします。

■中間検査対象建築物（福島県各建設事務所管内、福島市、郡山市、いわき市に建築されるもの）

該当欄	建築物の構造等	建築物の用途	建築物の規模	工法	検査時期
	木造（一部木造を含む）	一戸建ての住宅 長屋・共同住宅	延べ面積が 100 m ² を超え、かつ、地階を除く階数が2以上のもの	軸組工法	・屋根工事及び構造耐力上主要な軸組工事
	鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄骨造	法別表第1（い）欄に掲げる用途	延べ面積が 500 m ² を超え、かつ、地階を除く階数が3以上のもの	RC造 SRC造	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎の配筋工事 ・2階の床版の配筋工事 ・地上部分の階数を2で除した数値（その数値に未満の端数が生じた場合は、これを切り上げた数値）に1を加えた階の床版の配筋工事
	法第7条の3 第1項第1号	共同住宅	階数が3以上（*2）	（*1）	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎の配筋工事 ・柱及び梁の本接合ボルトの締付け工事 ・2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事

（*1） 床及び梁の両方に配筋がある場合が対象となります。従って梁が鉄骨造の場合は原則として対象外となります。

（*2） 階数には地下を含みます。

●申請の方法

中間検査対象となっている建築物は、以下の申請書等により上表の検査時期の1週間前までに申請して下さい。

- 1 中間検査申請書第一面～第四面（1部提出）
- 2 福島県建築基準法施行細則第5条の2に掲げる書類
- 3 確認申請書の副本（他機関で確認申請をされた場合）
- 4 屋根の小屋組終了時、構造耐力上主要な軸組等若しくは耐力壁の工事終了時、基礎の配筋工事終了時の写真（特例有りの場合）
- 5 軽微な変更説明書（軽微な変更がある場合）

※ 検査時間は前日までにお知らせしますので、当日工事監督者は、検査立ち会いをお願いします。

●中間検査内容

木造住宅等の中間検査は以下の内容となります。

- 1 特定工程部分の法適合性確認（構造関係）
 - ・軸組、耐力壁、継手、仕口金物等が図書通りに施工されているか検査します。
- 2 特定工程に関わる前工程部分の法適合性確認（構造関係）
 - ・基礎配筋等の隠蔽部分がある場合は写真にて審査します。
- 3 1.2以外の部分の法適合性確認（敷地及び意匠関係の建築物に関する法適合性）
 - ・集団規定（道路幅員、建築物の離隔距離等）が申請図書通りに施工されているか検査します。

●適用除外

次の1から5までに掲げる建築物のいずれかに該当するものは、中間検査を行う建築物から除くものとします。

- 1 法第18条第2項の規定による通知に係る建築物
- 2 市町村が建築主である建築物
- 3 国又は地方公共団体が工事監理を行っている建築物
- 4 枠組壁工法、木質プレハブ工法又は丸太組工法による建築物
- 5 木造建築物のうち、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の規定による建設住宅性能評価書の交付を受ける建築物

●中間検査を行う時期 平成27年4月1日から平成33年3月31日まで

●経過措置

RC造・SRC造・S造については、平成30年5月1日以降に確認申請がされたものが対象となります。

木造については、平成30年7月1日以降に確認申請がされたものが対象となります。